

○砺波市出町子供歌舞伎曳山会館条例

平成21年3月23日

条例第3号

改正 平成23年9月27日条例第16号

平成23年12月27日条例第37号

平成26年3月20日条例第20号

平成27年3月19日条例第1号

平成31年3月19日条例第9号

令和元年5月16日条例第1号

(設置)

第1条 砺波市に伝わる出町子供歌舞伎曳山を広く紹介するとともに、砺波市に伝わる文化芸能の振興及び地域の活性化に寄与するため、砺波市出町子供歌舞伎曳山会館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 砺波市出町子供歌舞伎曳山会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 砺波市出町子供歌舞伎曳山会館

位置 砺波市出町中央5番地4

(施設)

第3条 砺波市出町子供歌舞伎曳山会館（以下「曳山会館」という。）内に次に掲げる施設を置く。

(1) 展示室

(2) ホール

(3) 研修室

(4) 前各号に掲げるもののほか、曳山会館の設置の目的を達成するために必要な施設

(指定管理者による管理)

第4条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第24条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に曳山会館の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第5条 前条の規定により指定管理者に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 曳山会館の維持管理に関する業務
- (2) 曳山会館の利用の許可に関する業務
- (3) 曳山会館の展示室の入館料並びにホール及び研修室（以下「ホール等」という。）の使用料の徴収に関する業務
- (4) その他曳山会館の管理に関して市長が必要と認める業務
（指定管理者の権限）

第6条 指定管理者は、指定が効力を有する間、次条から第11条までに規定する市長の権限を行うものとする。ただし、法第244条の2第11項の規定により、管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた期間における当該停止を命ぜられた業務に係るものを除く。

（開館時間）

第7条 曳山会館の開館時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる時間とする。

- (1) 展示室 午前9時から午後5時まで
- (2) ホール等 午前9時から午後5時まで（ただし、午後5時から午後9時までの範囲内で延長することができる。）

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の開館時間を臨時に変更することができる。

（休館日）

第8条 曳山会館の施設の休館日は、次に掲げる日とする。

- (1) 水曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合を除く。）
- (2) 毎月の第3木曜日（休日に当たる場合を除く。）
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの日

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の休館日以外の日を臨時に休館又は同項の休館日に開館することができる。

（利用の許可）

第9条 曳山会館のホール等を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、曳山会館の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用の不許可)

第10条 市長は、前条の許可を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、同条の許可をしないものとする。

- (1) 曳山会館の施設の秩序又は風紀を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。
- (3) 施設、附属設備又は展示資料等を損傷するおそれがあるとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、曳山会館の管理上支障があると認められるとき。

(利用の許可の取消し等)

第11条 市長は、第9条の規定による利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは利用を停止することができる。この場合において、利用者が損害を受けることがあっても、市長はその責めを負わない。

- (1) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用者が偽りその他不正の手段により利用の許可を受けた事実が明らかとなったとき。
- (3) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 第9条第2項の規定による利用の許可の条件に違反したとき。

(目的外使用等の禁止)

第12条 利用者は、許可を受けた目的以外に曳山会館の施設を利用し、又はその権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(入館料)

第13条 展示室に入館しようとする者（以下「入館者」という。）は、別表第1に定める入館料（以下「入館料」という。）を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(使用料)

第14条 第9条の規定により曳山会館のホール等の利用の許可を受けた者は、別表第2に定める使用料（以下「使用料」という。）を利用許可と同時に納付しなければならない。ただし、市長は、必要があると認めるときは、当該利用の終わった後に使用料を納付させることができる。

(入館料及び使用料の減免)

第15条 市長は、特別の理由があると認めるときは、入館料若しくは使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第16条 既に徴収した入館料及び使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料に限りその全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責めに帰することのできない理由により利用できなくなったとき。
- (2) 利用者が規則で定める期間内に当該利用の許可の取消しを申し出たとき。
- (3) その他市長が特別の理由があると認めるとき。

(特別の設備)

第17条 利用者は、曳山会館のホール等の利用に当たって特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器具を搬入して利用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(利用料金)

第18条 市長は、曳山会館の管理を第4条の規定により指定管理者に行わせる場合において適当と認めるときは、指定管理者に曳山会館の展示室の入館料並びにホール及び研修室の利用に係る料金（以下「利用料金等」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の場合において、利用料金等は、別表第1に規定する入館料及び別表第2に規定する使用料の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金等を変更しようとするときも、また同様とする。

3 指定管理者は第1項の場合において、市長の承認を得て定める基準により、利用料金等を減免し、又は還付することができる。

(原状回復義務)

第19条 利用者は、曳山会館の利用が終了したときは、直ちに利用した施設等を原状に回復し、曳山会館の職員の点検を受けなければならない。

2 第11条の規定に基づき、利用の許可を取り消され、又は利用を制限並びに停止されたときも、同様とする。

(損害賠償)

第20条 利用者は、故意又は過失により曳山会館の施設若しくは附属設備等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただ

し、市長が特にやむを得ない理由があると認めたときは、その損害賠償額を減額し、又は免除することができる。

(入場の制限)

第21条 市長は、第10条及び次条のいずれかに該当する者に対し、曳山会館への入場を拒み、又は制限することができる。

(行為の禁止)

第22条 曳山会館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 樹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 立入禁止地域に立ち入ること。
- (5) 鳥獣及び魚の類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (6) 指定された場所以外の場所でたき火をすること。
- (7) 土石、樹木等の物件を堆積すること。
- (8) はり紙若しくは張り札をし、又は広告を表示すること。
- (9) 指定された場所以外の場所へ諸車を乗り入れ、又は留めおくこと。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が曳山会館の管理に支障があると認める行為をすること。

(職員の立入り)

第23条 利用者は、曳山会館の職員が施設の管理上必要な職務を行うため利用の施設に立ち入るときは、これを拒むことができない。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、曳山会館の管理運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年9月27日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行し、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第4項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から適用する。

附 則 (平成23年12月27日条例第37号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に市長がしたこの条例による改正前の砺波市出町子供歌舞伎曳山会館条例第9条の許可で、この条例の施行の際現に効力を有するものは、この条例による改正後の砺波市出町子供歌舞伎曳山会館条例の規定による許可とみなす。

附 則 (平成26年3月20日条例第20号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月19日条例第1号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(砺波市文化会館条例等の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に第1条から第4条まで、第10条又は第12条から第15条までの規定による改正前のそれぞれの条例の規定により許可を受けている者の当該許可に係る利用料金、入館料等又は使用料の額については、第1条から第4条まで、第10条又は第12条から第15条までの規定による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成31年3月19日条例第9号)

改正 令和元年5月16日条例第1号

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和元年5月16日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1 (第13条関係)

入館料

(1) 常設展示を観覧する場合

区分	金額	
	個人	20人以上の団体
高校生以上の者	1人1回につき210円	1人1回につき170円
高齢者(65歳以上)	1人1回につき170円	
身体障害者手帳等の所持者及び介助者	無料	

備考

1 身体障害者手帳等とは、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をいう。

2 介助者は、身体障害者手帳等の所持者1人につき1人に限る。

(2) 企画展示を観覧する場合

企画展示に係る費用を勘案して、市長が定める額

別表第2（第14条関係）

使用料

(1) ホール

部屋	時間帯					
	午前9時～ 正午	正午～午後 5時	午後5時～ 午後9時	午前9時～ 午後5時	正午～午後 9時	午前9時～ 午後9時
ホール	3, 140 円	5, 030 円	6, 290 円	7, 540 円	10, 690 円	12, 570 円

備考

1 許可を受けた利用時間帯を超えて利用する場合の金額は、1時間（1時間未満は、1時間とする。）につき当該利用の直近の時間帯の金額に100分の30を乗じて得た額（10円未満は、切り捨てる。）とする。

2 営利目的で利用する場合は、この表に掲げる金額に100分の100を乗じて得た額を加算する。

3 冷暖房を利用する場合は、この表に掲げる金額に100分の30を乗じて得た額（10円未満は、切り捨てる。）を加算する。

4 附属設備の使用料は、市長が別に定める。

(2) 研修室

部屋		時間帯		
		午前9時～正午	正午～午後5時	午後5時～午後9時
1階	部屋1（8 畳）	470円	790円	630円
1階	部屋2（8 畳）	470円	790円	630円
1階	部屋3（8 畳）	470円	790円	630円

	畳)			
2階	部屋4 (8 畳)	470円	790円	630円

備考

- 1 許可を受けた利用時間帯を超えて利用する場合の金額は、1時間（1時間未満は、1時間とする。）につき当該利用の直近の時間帯の金額に100分の30を乗じて得た額（10円未満は、切り捨てる。）とする。
- 2 営利目的で利用する場合は、この表に掲げる金額に100分の100を乗じて得た額を加算する。
- 3 冷暖房を利用する場合は、この表に掲げる金額に100分の30を乗じて得た額（10円未満は、切り捨てる。）を加算する。